（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

（単位：百万円）

項　　目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
［項を加える。］				
［項を加える。］				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の信用金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第十三号から別紙様式第十五号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

２　施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が令和五年三月三十日において適用されていた信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二各号に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該業務報告書についての新規則別紙様式第十三号、別紙様式第十三号の二、別紙様式第十四号（国内基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）、別紙様式第十四号の二（国内基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）及び別紙様式第十五号（国内基準に係る単体自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、コア資本に係る基礎項目に係る部分を除き、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。